

区長報告第 6 号 専決処分について（損害賠償額の決定）

1 事故の概要

- (1) 日 時 令和 6 年 9 月 3 0 日（月）午前 8 時 3 5 分頃
(2) 場 所 港区港南五丁目 2 番
(3) 内 容

港区港南五丁目 2 番の都道品川埠頭線道路上において、区の清掃車が交差点を U ターンし、資源・ごみ保管場所前の道路左側に停車しようとしたところ、停車中の普通貨物自動車に接触し、当該普通貨物自動車の前部右側の補助ミラーを損傷させた交通事故に伴う損害賠償です。

- (4) 原 因

区の清掃車の運転者が事故の直前、横断歩道上の歩行者や当該清掃車に接近する車両の有無を確認していたため、停車中の相手方車両との車間距離を見誤ったことによるものです。

- (5) 損害の状況

相手方の車両の運転席側の補助ミラーが損傷しました。区の清掃車は左側後部に接触痕が残りました。相手方及び区側の双方に負傷者はありませんでした。

- (6) 責任の割合

港区：1 0 0 % 相手方：0 %

2 専決処分日

令和 8 年 3 月 3 0 日

3 損害賠償額

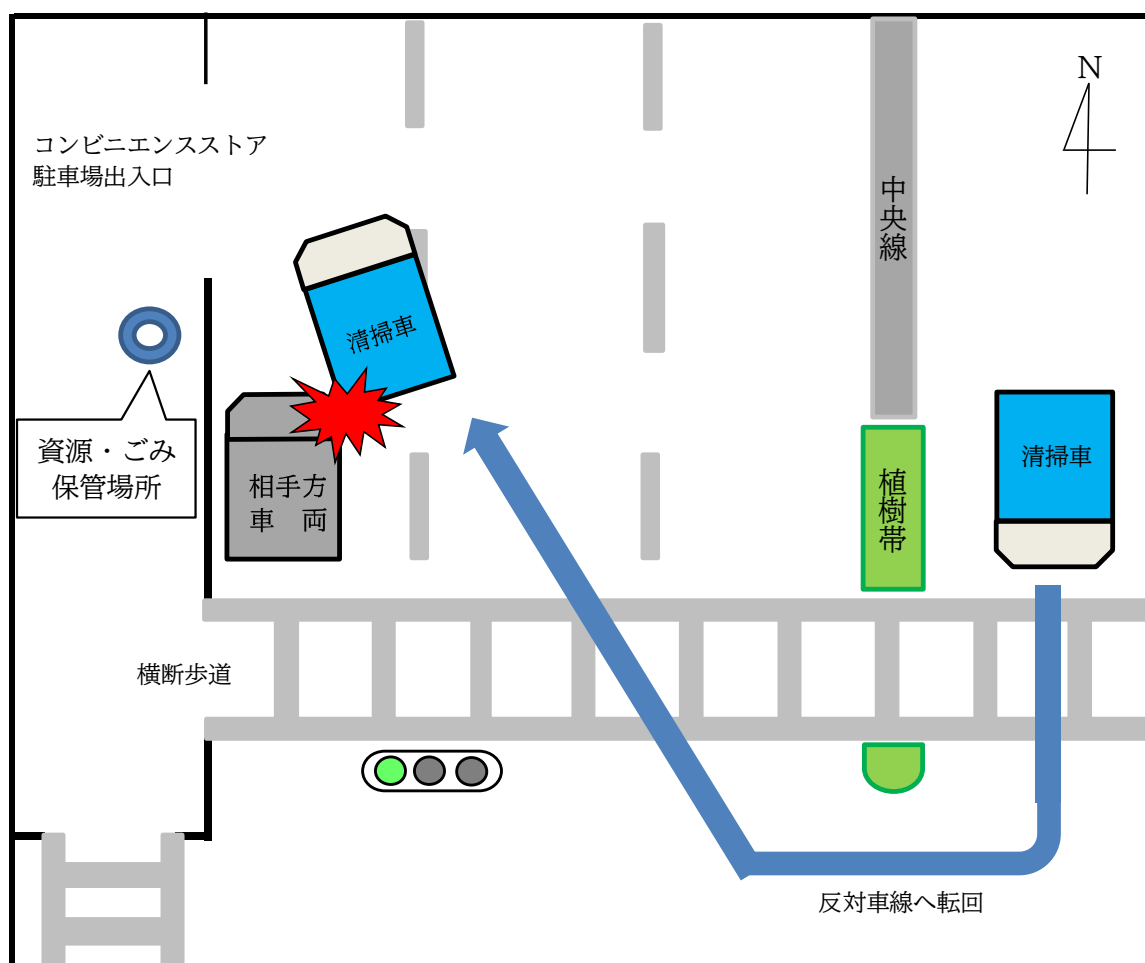
6 4, 5 2 0 円

位置図



国土地理院地図（タイル）に事故発生場所等を追記して掲載

拡大図





住所 東京都港区港南5-9-59
氏名 様

交通事故証明書

事故照会 番号	東京湾岸署 第7439号	① 甲 乙	との続柄 本人 代理人																																		
発生日時	令和 6 年 9 月 30 日 午前 8 時 35 分ころ																																				
発生場所	東京都港区港南5丁目2番																																				
住所	[Redacted]		備考																																		
氏名	[Redacted]	生 年 月 日 男 (59 歳)	甲・乙以外の当事者 無																																		
車 種	自家用 進中型貨物自動車	車 番 品川800せ8626																																			
自賠責 保険関係	有り 三井住友海上	証明書 番 号 ERBF69703																																			
事故時の 状 態	○ 運転・同乗(運転者氏名)																																				
住所	[Redacted]																																				
氏名	[Redacted]	生 年 月 日 男 (45 歳)	乙																																		
車 種	事業用 中型貨物自動車	車 番 熊谷100い7552																																			
自賠責 保険関係	有り 三井住友海上	証明書 番 号 [Redacted]																																			
事故時の 状 態	○ 運転・同乗(運転者氏名)																																				
住所	[Redacted]																																				
事故類型	<table><tr><td colspan="7">車 両 相 互</td><td colspan="5">車 両 単 独</td><td rowspan="2">踏 切</td><td rowspan="2">不 調 査 中</td></tr><tr><td>人 対 車 両</td><td>正 面 衝 突</td><td>側 面 衝 突</td><td>出 衝 突</td><td>追 突</td><td>接 触</td><td>追 突</td><td>転 倒</td><td>路 外 逸 脱</td><td>衝 突</td><td>そ の 他</td></tr></table>												車 両 相 互							車 両 単 独					踏 切	不 調 査 中	人 対 車 両	正 面 衝 突	側 面 衝 突	出 衝 突	追 突	接 触	追 突	転 倒	路 外 逸 脱	衝 突	そ の 他
車 両 相 互							車 両 単 独					踏 切	不 調 査 中																								
人 対 車 両	正 面 衝 突	側 面 衝 突	出 衝 突	追 突	接 触	追 突	転 倒	路 外 逸 脱	衝 突	そ の 他																											
上記の事項を確認したことを証明します。 なお、この証明は損害の種別とその程度、事故の原因、過失の有無とその程度を明らかにするものではありません。 令和 6 年 10 月 28 日 自動車安全運転センター																																					
東京都事務所長 [Redacted]																																					
証 明 番 号	001031		照会記録簿の種別		[Redacted]																																

事故状況写真

相手方車両



清掃車



登録番号：
T6070001006447

請求書 兼 請求明細書

ISUZU
関東いすゞ自動車

住所

店名

様

知 点 名		差戻	1
R/Zone		受付日	06.11.18
登録番号		完成日	06.11.18
型 式		発行日	06.11.26
車台番号			
登録年月日			
車検年月日			
本行所口			

依頼内容と整備内容及び使用部品	単 価	回 数	部品代	工 賃
01 事故修理 行田支店入庫 小林様依頼				
右サイドミラー Assy 脱着				10,500
ミラーステー 交換				
サイドミラー 交換				
8983055830 ステア; ミラーサイド	10,700	1.0	10,700	
8980474002 ハーネ; ミラー	2,500	1.0	2,500	
8980773460 エキタ; ミラー	660	1.0	660	
8983247580 ミラーアンプ; アウトサイド	31,000	1.0	31,000	
8943143170 バック; リヤクォータガラス	320	1.0	320	
5097070311 グリップ; ハーネ	370	1.0	370	
*** 小 計 ***			45,550	10,500
*** 契約値引 ***			-4,555	-1,050

	整備料金計 (税抜)	40,995	9,450
毎度ありがとうございます。 車検・点検・钣金・架装は是非当工場へご用命下さい	合計 (消費税込) (内課税合計:10%) (内消費税 :10%)	55,490 (50,445) (5,045)	
担当フロントマン 本田	御請求合計	¥55,490	

毎度ご用命下さいまして誠にありがとうございます。
上記の通りご請求申し上げますので下記のお支払い方法にてお支払い下さい。
。ご不審な点がございましたらお手数ながら上記担当者までご連絡下さい。



交通安全スローガン
ドアしめて ベルトをしめて 気をしめて

代金支払方法	
☐ 現金	☐ 振込
☐ 振替	☐ 版金
☐ サービス	☐ その他
お支払日 年 月 日	

◎ お客様

69536587



株式会社トラックショップ・ジェット羽生店



TEL:

FAX:

登録番号:T4011801003475

端末番号:13FA

2024-10-12 12:34:53

端末取引ID:56892-0

領収証



様

バックヨットミラー-FULLE-3 小ショート/7"ラック	
4976383409470	¥3,300
501435	
0770970 用バックヨットミラー取付けステー	
4976383288662	¥5,720
570985	
レジ袋	
2000007999903	¥10
799990	

小計	¥9,030
合計	¥9,030
内消費税	(¥820)
(10%対象 ¥9,030 内消費税 ¥820)	

領収金額

¥9,030-
(税 ¥820-)

但し

上記正に領収いたしました。

担当書印



7 2 8 7 0 4 0 9 3 0 0 0 9

No.7287040930009

示 談 書

当事者 甲	東京都港区芝公園一丁目5番25号 港 区
当事者 乙	
事故年月日	令和6年9月30日（月）午前8時35分頃
発 生 場 所	東京都港区港南五丁目2番
事 故 概 要	令和6年9月30日（月）午前8時35分頃、港区港南五丁目2番の都道品川埠頭線道路上において、甲が所有する清掃車（小型プレス車、車両番号：品川800せ8626）が道路左側に停車しようとしたところ、停車中の乙が所有する普通貨物自動車（車両番号：）に接触し、当該普通貨物自動車の前部右側の補助ミラーを損傷させたもの

上記の事故に関して当事者協議の結果、次のとおり示談が成立しました。

◎ 示談内容

	甲	乙
損 害 額	0円	64,520円
事故の責任割合	100%	0%
損 害 賠 償 額	64,520円	0円

甲は、乙に対して、上記の損害賠償額を支払います。なお、甲、乙は、裁判上、裁判外を問わず、以降相互に一切の請求、異議の申し立て、訴えの提起等をしないこととします。

以下余白

令和8年3月30日

当事者 甲 東京都港区芝公園一丁目5番25号
港 区
港区長 清 家 愛



当事者 乙

